

# 【注意】民事訴訟費用規則の改正に伴う 申立手続費用の変更について

郵便料金の変更に伴い民事訴訟費用等に関する規則が改正されました。  
つきましては、各種書類の作成に影響が生じますのでご注意ください。  
以下では、支払督促申立手続を一例に解説します。

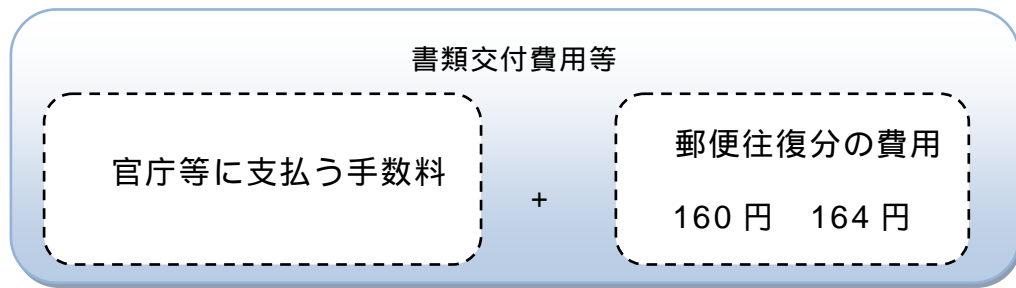
## 1 民事訴訟費用等に関する規則の改正内容

- 官庁等から書類（資格証明書等）の交付を受けるために要する次の費用（書類交付費用等）は訴訟費用とされています（民事訴訟費用法2条7号）。

官庁等に支払う手数料

当該書類の交付を受けるために要する郵便往復分の費用（同規則2条の3）

- 上記の費用は、郵便料金の変更に伴う規則の改正（平成26年4月1日施行）により160円から164円に変更されました。



## 2 支払督促申立書作成上の注意点

- 平成26年4月1日以降に事件を申し立てる場合、申立手続費用欄に上記規則改正を反映した金額を記載していただくことになりますので、ご注意ください。
- 例えば、資格証明書等の交付を受けるための費用を記載する場合、次のとおり、の郵便往復費用として、164円（82円×2）を記載することになります。

支払督促申立書

資料等 請求事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求の趣旨及び原因 別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり

「債務者らは、違率して 債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え」との支払督促を求める。

申立手続費用 金 ●●●● 円

内訳

申立手数料（印紙） ●●●● 円

支払督促正本送達費用（郵便切手） ●●●● 円

支払督促発付通知費用 ●● 円

申立書作成及び提出費用 ●●●● 円

資格証明書手数料 ●●●● 円

官庁等に支払う手数料 + 164円

（注）事件名を記入してください。

（注）この記載例は、質借人及び連帯保証人に請求する場合の記載例です。

支払督促申立手続のほか、裏面に記載した手続に関する費用についても、上記と同様の影響がありますので、ご注意ください。詳しくは窓口でお尋ねください。

# 【注意】民事訴訟費用規則の改正に伴う 申立手続費用の変更について

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則の適用書類の費用の例について			
費用	該当法条	改正前	改正後
<b>1. 民事通常訴訟</b>			
資格証明書・戸籍謄本・住民票等の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
<b>2. 支払督促</b>			
資格証明書・戸籍謄本・住民票等の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
<b>3. 債権執行</b>			
執行準備費用			
債務名義正本等送達証明書の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
執行文の付与に要する費用	法2条12号, 規則2条の4	580円	594円
執行証書以外の債務名義に対する承継執行文等付与における承継等の事実を証する書類を官庁等から受けるために要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
承継執行文等送達証明書の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
立担保証明書の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
判決等確定証明書の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
執行証書正本等の交付に要する費用	法2条12号, 規則2条の4	580円	594円
執行証書に対する承継執行文等付与における承継等の事実を証する書類を官庁から受けるために要する費用	法2条14号, 法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
執行実施費用			
資格証明書・戸籍謄本・住民票等の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
仮差押決定正本の第三債務者への送達証明書の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
第三債務者の供託に要する書類を官庁から受けるために要する費用	法28条の2, 法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
第三債務者の事情届の提出に要する費用	法28条の2, 法2条18号, 規則2条の5	500円	512円
第三債務者の供託に要する書類及び供託金の提出に要する費用	法28条の2, 法2条18号, 規則2条の5	500円	512円
第三債務者の供託書正本の交付を受けるために要する費用	法28条の2, 法2条18号, 規則2条の5	500円	512円
<b>4. 不動産執行(3と重複するものを除く)</b>			
執行準備費用			
競売申立通知費用	法2条18号, 規則2条の5	500円	512円
執行実施費用			
不動産登記事項証明書等の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
公課証明書等の交付に要する費用	法2条7号, 規則2条の3	160円	164円
(注) 第三債務者の供託の費用(緑色部分)については、4月1日以降にされた供託に係るものに適用され、それ以外は、4月1日以降に申立て等がされた事件に係る費用について適用される。			